

令和7年度第1回三条市権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会
会議録

1 日 時 令和7年5月9日(金)午後1時30分から3時10分

2 会 場 三条市役所第二庁舎 3階 301会議室

3 出席状況

(1) 出席委員

中澤会長、大島会長職務代理者、山田委員、鈴木委員、高井委員、弥久保委員、加藤委員、吉塚委員

(2) 欠席委員

なし

(3) オブザーバー

新潟家庭裁判所三条支部 中川主任書記官

(4) 事務局

三条市成年後見支援センター 鍋島センター長、藤井センター次長、
池田主任

地域包括ケア推進課 小島課長、松平補佐、竹田係長、渡邊主査、
齋藤主任、草野主任、古俣主任、鬼木主任、
田口主任、栗林主任

4 議 題

(1) 中核機関における令和6年度事業実施報告及び令和7年度事業実施について

資料1、資料1-別紙に基づき事務局（市、センター）説明

竹田係長：委員の皆様からは、今後の成年後見人等の受け皿の確保について、
三条市成年後見支援センターに期待すること、取り組んでほしいことについて特に意見をいただきたい。

（質疑応答及び意見交換）

○成年後見人等の受け皿の確保について

大島委員：本日皆様にリーガルサポート新潟県支部の推薦状況及び活動状況を

まとめた資料を配付した。三条市内会員は17名と非常に少ない。また、三条市内の会員であっても新潟市など周辺地域からも受任を受けていることもある。

表③（年度別管轄別家裁からの推薦結果）を見ると新潟県支部としての推薦率は年々下がっている。

活動状況について、令和7年3月6日時点で1,214件の継続事件数となっているが、1,298件指導している。それを含めると約1,300件を109名の会員で受けている計算になる。

令和6年度は4名入会、9名退会と、会員の高齢化が進み、退会者が増えている。リーガルとしての受け皿は手一杯である。会員に話を聞くと、工夫をして業務をしているとのこと。

社協の法人後見の受任についても工夫次第ではと思うので期待している。リーガルとしては、とにかく会員が足りないということである。

山田委員：ぱあとなあ新潟は令和7年5月1日現在308名会員登録がある。県央地域は38名しかいないが、そのうち三条市の会員は24名である。

ぱあとなあ新潟としても毎年受け皿確保のために養成研修を行っており、毎年30名程度合格している。昨年度はそのうち12名が会員登録したが、その他は研修受講するものの登録はしない状況である。会員の高齢化が進んでおり、登録抹消は10名と全体の登録数は増えない状況である。

個人受任が馴染まず、法人後見を立ち上げる人が増えた。三条市の法人後見団体は3団体、社協含めると4団体である。燕市は社協や私自身の事業所もあるが、田上町はない。

ぱあとなあ新潟としても受け皿確保は厳しい状況であり、推薦依頼があっても断ることも多い。昨年度の途中からは、県央地域の会員で手が上がらない場合には隣接地域の会員にも声を掛け、なるべく断らないようにコーディネートしている状況である。

中澤委員：弁護士会の三条市管内登録は2名であり、難しいときは新潟管内に依頼する。裁判所から推薦依頼があることは少ない。弁護士がふさわしい案件について依頼を受けている。全県では身上保護がメインとな

る案件が多く、依頼があっても断ることも増えている。弁護士が受ける案件は交通事故や遺産分割の案件が多く、対応が落ち着いたら適当な所に引き継ぎたいが、見つからないため困る。そこがスムーズになるとありがたい。

中川オブ: 家裁として市町村別に件数の管理はしておらず、家裁三条支部全体の話になる。三条市は昨年度から受任調整会議を経て家裁に候補者を挙げてもらっているケースが増え、ありがたいと感じている。受任調整会議を経たものとそうでないものとを比べると、後見類型では申立てから2～3日、遅くても1週間以内に審判している。保佐、補助では本人の意思確認で調査官との面談が必要になるためそれよりは遅くなる。面談は家裁三条支部でなく新潟家庭裁判所の調査官が担当するが、実際本人へ調査し、調査報告書を提出するまでに2～3日以内に提出している。申立て段階で候補者が決まっていると比較的早く進む。

候補者が挙げられていないケースは、三士会に推薦依頼し、3週間以内での回答を依頼している。そうすると申立てから1か月半程度掛かる。調査官の調査終了後に三士会へ依頼することもあるため2か月程度掛かることもある。候補者が親族の場合、親族へ確認するが、高齢などで問題がある場合は三士会へ依頼する。

個人的な所感としては後見人等の受け皿は正直足りないと思う。裁判所の立場からはどうしたらいいか分からないが、三士会から推薦を断られることもあるため、困ったら法人後見にお願いすることもあると思う。受け皿的に三士会が厳しいとなると、社協法人後見や、燕市のように市民後見人がいると助かる。行政書士、税理士等も考えられるが、実際に受任されている件数は三条管内では少ない。

十数年前は親族後見人が候補者に挙げられるケースが多くあった。現在は親族申立てにおいても親族後見人を候補者に上げるケースが少なく、裁判所に一任するケースも増えている。誤解ないように伝えるが、裁判所が候補者が親族だからといって不適とすることはない。年齢等の理由から三士会に依頼するケースはあるが、断る理由がなければ親族後見人候補者を後見人に選任している。家族の在り方が以前と変化し、候補者に挙げられない状況ではあるとは思いますが、受け

皿の確保の一つとして、親族後見人がもっと増えると良いと思う。

中澤委員：三条市内4団体法人後見しているとのことだが、色々あると思うが、中身を見て信頼できる団体はあるのか。

中川オブ：審判を行う裁判官の判断になるため、ここでは差し控える。

中澤委員：各法人で適正な運営を行っているのかチェックする仕組みがあるのか。

中川オブ：裁判所で各法人の人数等詳細は把握していないため何とも言えない。

加藤委員：支援者の立場で、障がい者本人だけではなく、家族にも障がいがあると、ぱあとなあ新潟にお願いしたいと思う。担当者の経験により、知り合いの社会福祉士に一本釣りで候補者として直接依頼するケースもある。また一度依頼すると次回も依頼するケースが多い。

高井委員：日頃から支援を通じてつながっている方から候補者を探すことが入りやすい。断られると候補者が白紙になる。白紙になると日数もかかる。申立てを急がねばならないケースでも候補者がおらず困ったことがある。借金や障がいがある、あるいは高齢者と障がい者の家庭など、候補者は誰が良いか悩むケースはある。誰でもお願いできる体制があるともう少しスムーズになる。

弥久保委員：認知症の高齢者の中には、症状が強いと知人などに電話をたくさん掛けることがある。候補者の推薦において、認知症であることを理由に受任の手が上がらないことはあるのか。

山田委員：ぱあとなあ新潟会員は、基本的に認知症を理由に断ることはない。対応が難しいのは精神障がいのケースの方が多い。症状により、財産管理において通帳を後見人に渡すというが、いざその場面になると渡さないといったことがある。身上保護だけであれば受けれるが、財産管理があると対応は難しくなる。

中澤委員：支援するケアマネ等が適切に対応してくれるかどうかが重要である。
“大変な人”という認識だけで適切な後見等につながらないケースもあるかもしれない。

大島委員：司法書士としては精神、知的、認知症といった症状で区別はしない。財産管理は得意だが、身上保護面では選んだ施設が本人にとって不利益になっていないか悩むことがある。施設は決まっているが入所等の手続きが必要、といったケースは受けやすい。施設をこれから探す状況では尻込みしてしまう。どのような福祉サービスが良いかはっきりしていると司法書士は受けやすい。実際、後見類型であれば受けやすい。補助、保佐、在宅であると決まりにくい。

福祉支援者においては、後見人がつけばその人に全て解決ということではなく、チームとしての支援者が一人増えたと考えてもらえるといい。

申立てして審判決定がゴールではなくスタートである。最初は弁護士が後見人となり、債務等の整理が落ち着いたら社会福祉士等の別の方に、というのも良いと思うが、亡くなると相続手続きはどうするのかという課題が出てくる。

親族後見人が少ないことや一本釣りの話もあったが、成年後見支援センターができたため、受任している後見人もそこへ相談できる仕組みであるという認識が増えるといいのではないか。自分も親族後見人を支援したケースもあり、審判が下りたあとも報告書作成をフォローしたケースもあった。成年後見支援センターができたのであれば、そこも支援してもらえるといいのではないか。

鈴木委員：医師会推進センターで市民向けにも研修を行っている。医療や介護の話をしているときに、一人世帯等も増えているが自分がもしものときにどこに相談したら良いか心配、という声を寄せる人が多い。市民向けに相談窓口を周知できるとよい。

身寄りのないガイドライン検討の際に、医療の入り口の部分で後見人がいないことによる課題が挙がった。身寄りのないガイドライン等ができ、関係者の意識などをこれから固めていくものだと思う。

弥久保委員：これから成年後見制度の市民啓発を進めていくと、どんどん手が上がって受け皿がパンクするのでは。本当に必要な人へ支援が届かない状況にならないか。

中澤委員：社協はどのように捉えているか。

吉塚委員：社協で法人後見業務を行っているが、各担当職員の経験に深浅があり、後見人としてのスキルアップが必要と考えている。社協としては手探りでやっているところもある。法人後見運営委員の皆様とも相談しながら多く受任できるうよう努めていきたい。

中澤委員：市は今後必要な受け皿の見込みをどう捉えているか。

竹田係長：市内の成年後見制度利用人数について、市で把握できるデータが限られているため確たる数値ではないが、現時点では令和 12 年度には 224 人、2040 年問題の令和 22 年には 212 人と推計している。利用者数は現状よりも微減の見込みだが、後見人等の受け手側の生産年齢人口の急減少を踏まえると受け皿確保においては厳しい状況と見込んでいる。

社協の法人後見の受任件数については、昨年度の受任調整会議の結果を踏まえると、このまま年平均 5 件程度社協に依頼するとして、単純推計では令和 12 年度には約 40 件、2040 年問題の令和 22 年は約 90 件となる。三士会の高齢化等による会員数減少により受け皿が少なくなると見込まれる中、社協の法人後見に依頼する件数は増えると思われる。

中澤委員：具体的に今後どのように受け皿確保を進めたらよいか。

大島委員：社協の法人後見のキャパシティはまだ十分あるのではと感じている。法人後見支援員が社協に入れば、令和 12 年度に現在の受任件数の倍になっても十分できるのではと感じた。受任対象が市民のみであれば移動の距離的にも負担なく、工夫していけば大丈夫である。職員の

知識向上とスキルアップは必要である。リーガルも研修については工夫しており、サポートとして入会会員が先輩に1年相談できる仕組みがある。新潟市の後見支援センターにはリーガルの会員が派遣されており、社協と委託契約をしている。リーガルを利用してもらえたらと思う。社協に大変期待している。

中澤委員：全体の受け皿をどうするか議論ができる会議体はこの場のみか。

竹田委員：そうである。

中澤委員：社協にしても一つの受け皿に過ぎない。それぞれ役割があるため、どこで意見を言うかが大事。時間も限られ十分な議論ができない。今後の議論が大事だと思う。

山田委員：家裁は法人後見に受任を依頼する目途は一団体当たりおおよそ何件くらいと考えているのか。

中川オブ：裁判官の判断であり、答えられない。

山田委員：1人で何件持てるのかを考えた時に、兼業で後見業務を行うことがほとんどであるばあとなあ新潟の会員においては、1人10件を限度にしている。それ以上になる場合、不測の事態での交代要員を確保しておれば10件以上でもよいとしている。以前30件以上持っていた方が受任できなくなった際に後任を見つけるための調整が大変だったためそのようにした。後見の内容にもよるがルーティンになれば1人当たり20件程度可能と考える。社協では何人担当職員がいるのか。

吉塚委員：社協では職員4人で業務に当たっている。

山田委員：今後の推計値の人数でも受け入れできる計算である。受入時期が重なると大変であるため、受入時期の調整をする必要があるが。市民後見や親族後見も含めると十分対応できるのでは。地域包括支援センターの考え方が専門職に振る考えが多いため、そこを修正することが

必要ではないか。市民後見を養成することも必要である。ただし燕市も養成しているが爆発的に増えてはいない。県で広域で養成した方がいいとの意見もあるが自治体の考え方で個々になっているようである。

○後見センターに期待すること

加藤委員：障がい者は、支援者が必要と考えても後見までつながれないケースが多い。つながっていけるようにサポートしてもらいたい。広報機能として市民後見人を養成するため、市民後見をしている人から経験談を発表してもらうような機会を作るなど期待したい。

大島委員：最初の窓口であり最後まで寄り添ってくれることを期待する。センターに相談したらセンター職員が骨折ってもらうようにして欲しい。入口で寄り添う組織であることをアピールして欲しい。親族後見人も助言してもらえる場所であると分かれると安心できる。制度の中心にすることを考え活動して欲しい。

中澤委員：市民からするとセンターに行けば全て解決すると思っている。社協が受けてくれたことのメリットは法人後見をしておき実務が分かること。法人後見事業と両輪で充実して欲しい。

山田委員：利用する人へのアプローチをフットワーク軽くやって欲しい。

鈴木委員：実施計画に記載されている窓口の部分、バックアップの部分、全て機能するととても良いセンターになると思う。

高井委員：地域包括支援センターも一次相談窓口を果たしながら機能していくといい。市民後見養成研修の受講者が中高年齢世代が中心である。金や時間がある世代が自然と多くなると思うが、研修についてももう少し若い世代が関心を持つように検討して欲しい。「受講後の活動の仕方が分からない」「難しい」との感想があった。情報発信や負担・不安感の軽減を含めて進めて欲しい。支援者アンケートでは本人に説明できない支援者が50%越えている。各事業での余裕のなさ

が背景にあると思う。支援者の人材育成も大事である。東圏域では今後も定期的にまるサポ圏域会議を実施したいと考えているので、センターとも連携できたらと思っている。

弥久保委員：認知症の方の場合、本人に制度の必要性について自覚がないことが多い。第三者の気付きを育てる啓発も必要であり、ぜひ行って欲しい。併せて地域包括支援センターも窓口になることを啓発してもらえるといい。

中川オブ：4月、窓口相談者が来た際に早速センターを紹介した。心強く思っている。4つの機能を全てできれば充実したものになると思っている。裁判所として協力できるのであればさせてもらいたい。後見人バックアップ機能において、親族後見人への窓口周知等を計画されているが、センターで親族後見人を把握することは難しいと思う。親族後見人から裁判所に年1回定期報告書が提出されるので、その際に、裁判所からセンターで作成したパンフレット等を送付するなどの協力はできると思うので、ご相談いただきたい。

(2) 身寄りがない人への支援に関するガイドラインの策定について（実施状況報告）

資料2に基づき事務局説明

(質疑応答及び意見交換)

質問等特になし。

(3) その他

山田委員：後見人バックアップと市民後見人養成について、親族後見をやっている方も知識を深めるという意味で対象に加えてもよいのでは。

中澤委員：今回もらった意見を今後どうするという議論が大事だと思う。現実的にどうするといいか、課題は出たが時間がなく解決策まで議論できない。どこで議論するのか。具体的にどこで議論しどのように施策化

するかが大事。次回 10 月に事務局としての考えを教えて欲しい。